

■福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 18 条第 2 項第 1 号に定める福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習は、次のとおりとする。

- 1 廃止前の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）」により厚生労働大臣の指定を受けた講習会（以下「指定講習会」という。）
- 2 指定講習会を実施していた者が、当該指定を受ける前に実施した講習又は当該指定を受けた際に実施していた講習であって、廃止前の「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について（平成 11 年 6 月 9 日老発第 437 号老人保健福祉局長通知）」に定める「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」の別紙 2 に定める講習カリキュラムと同程度以上の講習カリキュラムによるもの